

国民年金基金の年金請求につきましては、年金を受け取れる年齢に達するお誕生月の前月末に、ご登録住所あてに手続き用紙を発送いたします。

万一、用紙が届かない、もしくは紛失・汚損したなどの場合は、次頁以降の年金請求書を印刷してお使いいただけます。

年金を受給する権利は満65歳(Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ型加入の方は満60歳)のお誕生日の前日に発生するため、**誕生日の前日以降**(国民年金の繰上げ受給者は除く)に下記の書類をご提出ください。

なお、書類ご提出後、お手続きが完了し「国民年金基金年金証書」を発送するまでに、2か月程度要しますのあらかじめご了承ください。

提出書類

■国民年金基金年金請求書

・記入方法は、3枚目の記入例をご参照ください。

■金融機関の証明または通帳かキャッシュカードのコピー

・金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人フリガナが記載された面の通帳のコピーまたはキャッシュカードのコピー(ネット銀行の場合はこれらの内容を確認できる画面のコピーでも可)

■請求される方の住民票(コピー不可)

・お誕生日前日以降で6か月以内に発行された住民票をご提出ください。

△「国民年金基金年金請求書」で「繰上げて受給している」に「レ」をした方

・日本年金機構発行の「国民年金・厚生年金保険年金証書」または、「年金決定通知書・支給額変更通知書」のコピーをご提出ください。

年金の支払いについて

■年金額が**12万円以上**の場合→**年6回**偶数月に振込

(例)対象月(令和8年4月分と令和8年5月分)→振込月(令和8年6月)

■年金額が**12万円未満**の場合→**年1回**偶数月の振込

最初に支払われる年金額は、受給権発生年月の翌月分から支払い月の前月分までとなり、初回支払いが1年分とはならない場合もあります。

△支払い回数にかかわらず、年金は対象月が経過してからの**後払い**です。



提出用

誕生日以降にご提出ください

(基金使用欄)

- 本体確認 (入金・上下・免除)
- 9 当確認
- 本体確認により補正

担当者

国民年金基金年金請求書

①加入員番号		②加入員氏名			③性別	④生年月日				
		フリガナ 氏名								
⑤郵便番号		市区町村コード		⑥電話番号			⑦電話番号			
		記入不要								
⑧住所 ※書類を送付する住所になります。										
⑨年金の受取口座 (加入員名義の口座) ※①か②のどちらかをご指定ください。 金融機関の窓口で証明を受けるか、通帳等のコピーを添付してください。										
① ゆうちょ銀行以外	銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 農協 漁協		本店 支店 出張所 本所 支所 営業所		預金種目		口座番号 (右詰めでご記入ください)			
					1. 普通 2. 当座					
金融機関コード		支店コード								
② ゆうちょ銀行	通帳記号				通帳番号 (右詰めでご記入ください)				⑩ 金融機関 の証明欄	
⑪該当する場合は【✓】をご記入ください										
<input type="checkbox"/> 65歳になる前に老齢基礎年金を繰上げて受給している。 ※繰上げて受給している方は、「国民年金・厚生年金保険年金証書」のコピー または、「年金決定通知書・支給額変更通知書」のコピーを提出してください。							(基金使用欄) 老齢基礎年金の受給権発生月			
<input type="checkbox"/> 66歳以降に老齢基礎年金を繰下げて受給する予定である。							※国民年金基金は繰下げできません。			
<input type="checkbox"/> 障害基礎年金を受給している。										
⑫署名欄										
私は、貴基金が国民年金(老齢基礎年金等)の状況を日本年金機構に照会することに同意し、上記の通り請求します。										
年		月		日		<div style="border: 1px solid red; padding: 5px; display: inline-block;"> 加入員氏名 </div>				

【必ずご確認ください】

- ・ **口座の証明がないとお手続きができません。金融機関の窓口で証明を受けるか、必ず通帳等のコピーを添付して、年金請求書を提出してください。**
 ※詳しくは「記入例」をご覧ください。
- ・ **⑫署名欄は必ず記入して下さい。記入がない場合はお手続きできません。**

受付日付



○該当者【65歳になる前に国民年金 老齢基礎年金を繰上げ受給されている方】のみご提出する書類

- ・日本年金機構発行の「国民年金・厚生年金保険年金証書」のコピーまたは「年金決定通知書・支給額変更通知書」のコピー

※老齢基礎年金の減額された金額が記載されているもの(下図)をご提出ください。

なお、ご提出がない場合は当基金から日本年金機構に年金の受給状況を照会いたします。

- ・老齢基礎年金及び繰上げ受給については、日本年金機構で確認できます。

ねんきんダイヤル(0570-05-1165)

国民年金・厚生年金保険年金証書

年金の種類 老齢 基礎年金番号 年金コード 1150

受給者の氏名

受給者の生年月日 昭和 年 月 日 受給権を取得した年月 令和 2年 8月

上記のとおり、国民年金法による年金給付、厚生年金保険法による保険給付を行うこととなります。

令和 年 月 日 **ここを確認します。** 厚生労働大臣

I 厚生年金保険 年金決定通知書

1. 年金の種類と年金決定の根拠となった厚生年金保険法の条文 厚生年金 厚生年金保険法 第 5条 の 2

2. 年金の内訳

支払開始年月	基本となる年金額 (円)	加給年金額 または加算額 (円)	繰上げ・繰下げによる減算・加算額 (円)	支給停止額 (円)	年金額 (円)
令和 2年 9月	736,101	0	-58,888	0	677,213

3. 加入期間の内訳

加入期間	月数
①厚生年金保険の加入期間	月
②厚生年金保険の脱退加算期間	月
③船員保険の脱退加算期間	月
④沖縄県加入期間	月
⑤沖縄県加入期間	月
⑥離島特別等により加入者とみなされた期間	月
⑦留合共済組合加入期間	月

5. 平均標準報酬額等の内訳

厚生年金保険の加入期間の種類	月数	平均標準報酬額 (円)
①平成15年3月までの期間	月	円
②平成15年4月以降の期間	月	円
③平成15年3月までの厚生年金基金加入期間	月	円
④平成15年4月以降の厚生年金基金加入期間	月	円
⑤昭和61年3月までの現内又は給算であった期間	月	円
⑥昭和61年4月～平成3年3月の現内又は給算であった期間	月	円
⑦昭和61年3月までの現内であった厚生年金基金加入期間	月	円
⑧昭和61年4月～平成3年3月の現内であった厚生年金基金加入期間	月	円

4. 加給年金額対象者等の内訳

加給年金額対象者(配偶者 (区分) 子) 人

II 国民年金 年金決定通知書

1. 年金の種類と年金決定の根拠となった国民年金法の条文 老齢 基礎年金 国民年金法 第 29条 の 2

2. 年金の内訳

支払開始年月	基本となる年金額 (円)	加算額 (円)	繰上げ・繰下げによる減算・加算額 (円)	支給停止額 (円)	年金額 (円)
令和 2年 9月	763,786	0	-84,016	0	679,770

3. 年金の計算の基礎となった保険料納付済期間等の内訳

国民年金の保険料 納付済期間	月数	国民年金の保険料 納付済期間	月数
納付 452 月 4分の1免除 月 ()	月 ()	厚生年金保険 半額免除 月 ()	月 ()
(付加) 月 4分の3免除 月 ()	月 ()	共済組合 金庫免除 月 ()	月 ()

※ 国民年金の保険料納付済期間等の第1半期間における免除期間(1)の月数は平成21年4月以降の月数です。

※ 診断書の種類は、裏面をご覧ください。

障害基礎年金の障害状況

障害者の種類	級 号
診断書の種類	級 号
次回診断書提出年月	年 月

107-0052
東京都港区赤坂8-1-22
NMF青山一丁目ビル9階

基金 和子 様

令和 年 月 日

上記のとおり決定しましたので通知します。

厚生労働大臣

(A4サイズ・表面)

国民年金・厚生年金保険 年金決定通知書・支給額変更通知書

(以下省略)

〒107-0052
東京都港区赤坂8-1-22
NMF青山一丁目ビル9階

基金 和子 様

令和 年 月 日

厚生労働大臣 印

(A4サイズ・裏面)

【(A) 厚生年金】

項番	基本となる年金額 (年額) (円)	加給年金額 または加算額 (円)	繰上げ・繰下げによる減算・加算額 (年額) (円)	支給停止額 (年額) (円)	年金額 (年額) (円)
	16,801	0	0	0	16,801

【(B) 国民年金(基礎年金)】

項番	基本となる年金額 (年額) (円)	加給年金額 または加算額 (円)	繰上げ・繰下げによる減算・加算額 (年額) (円)	支給停止額 (年額) (円)	年金額 (年額) (円)
	763,786	0	-84,016	0	679,770

項番 決定・変更年月 決定 変更理由

	2年 8月	4.4	繰上げ請求(65歳に到達される前の減額年金請求)をされたため、老齢基礎年金をお支払いすることとしました。
--	-------	-----	--

ここを確認します。

※年金請求書①欄で「1 全部繰上げて受給中」または「2 一部繰上げて受給中」に○をつけた方は、日本年金機構から上記または上記の様式の書類が送付されている場合がありますので、そのコピーを年金請求書に添付してください。

繰上げ受給の有無についてわからない場合は、日本年金機構(ねんきんダイヤル 0570-05-1165)で確認できます。

年金請求のオンライン手続きが可能となる時期について

60歳から年金受給(Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ型加入)

誕生日	年金請求可能日
1日～9営業日	誕生月の9営業日以降
10営業日から21日	誕生日以降
22日から末日	誕生月の翌月9営業日以降

※9営業日とは、土日祝日を除く月初から9番目の営業日のことです。

※65歳から年金受給の方が、老齢基礎年金を繰上げ受給した場合は、オンライン手続きはできません。

65歳から年金受給(Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ型除く)

加入区分	誕生日	年金請求可能日
65歳まで加入の場合	1日～9営業日	誕生月の9営業日以降
	10営業日から末日	誕生日以降
それ以外	1日～末日	誕生日以降

記入例

・黒のボールペンではっきり、
わかりやすく記入してください。

・記入を誤った場合は、二重線で消して訂正してください。
訂正印は不要です。

年金請求書のオンライン手続きはこちら→



誕生日以降にご提出ください

提出用

国民年金基金年金請求書

(基金使用欄)
 本体確認 (入金・上下・免除)
 9 営業確認
 本体確認により補正

担当者

1 加入員番号 〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇〇〇		2 加入員氏名 フリガナ キキン イチロウ 氏名 基金 一郎		3 性別 男	4 生年月日 昭和36年4月1日
5 郵便番号 107-0052	市区町村コード 記入不要	6 電話番号 03-0000-0000		7 電話番号 090-0000-0000	
〒107-0052 東京都港区赤坂〇-〇〇-〇〇					
受取口座 (加入員名義の口座) ※①か②のどちらかをご指定ください。金融機関の窓口で証明を受けるか、通帳等のコピーを添付してください。					
① ゆうちょ銀行以外	銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 農協 漁協	本店 支店 出張所 本所 支所 営業所	預金種目 1. 普通 2. 当座	口座番号 (右詰めでご記入ください)	
	金融機関コード	支店コード	1	2	3
② ゆうちょ銀行	通帳記号		通帳番号 (右詰めでご記入ください)		⑩ 金融機関証明欄 【金融機関の方へ】 加入員氏名のフリガナと口座名義人氏名のフリガナが同一であることをご確認ください。
⑪ 該当する場合は【✓】をご記入ください					
<input type="checkbox"/> 65歳になる前に老齢基礎年金を繰上げて受給している。 ※繰上げ受給している方は、「国民年金・厚生年金保険年金請求書」または、「年金決定通知書・支給額変更通知書」のコピーを添付してください。 <input type="checkbox"/> 66歳以降に老齢基礎年金を繰下げて受給する予定である。 <input type="checkbox"/> 障害基礎年金を受給している。					
⑫ 署名欄					
私は、貴基金が国民年金(老齢基礎年金等)の状況を日本年金機構に照会することに同意し上記の通り請求します。					
令和8年4月1日					
			加入員氏名 基金 一郎		
【必ずご確認ください】					
<input type="checkbox"/> 口座の証明がないとお手続きができません。金融機関の窓口で証明を受けるか、通帳等のコピーを添付して、年金請求書を提出してください。 ※詳しくは「記入例」をご覧ください。 <input type="checkbox"/> ⑫署名欄は必ず記入して下さい。記入がない場合はお手続きできません。					

口座名義人は本人のお名前のみに限ります。
(ネンキンヨウやバツクチ及び屋号付きは不可)

預金種目を必ず記入し、
口座番号は右詰めで記入してください。

該当する場合は「✓」を記入してください。

本人の氏名を必ず記入してください。
(本人以外のお名前または記入がない場合はお手続きできません。)

【注意事項】

- ・⑫署名欄は必ずご記入ください。記入がない場合はお手続きできません。
- ・口座証明がないとお手続きはできません。必ず金融機関の窓口で証明してもらるか、通帳等のコピーを添付してください。

届出先

切り取って、宛先としてご利用ください。

〒107-0052

東京都港区赤坂8-1-22

NMF 青山一丁目ビル9階

全国国民年金基金業務部 宛